

兵庫県公報

令和8年10月2日 金曜日 第759号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	2
○ 救急病院の名称変更（同）	2
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5

公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（公営住宅管理課）	8
○ 落札者等の公示（物品管理課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	10

収用委員会告示

○ 収用の裁決手続開始の決定	10
○ 同 上	13

告 示

兵庫県告示第1037号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 尾原病院
所 在 地 神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1
撤 回 年 月 日 令和8年2月28日

~~~~~

### 兵庫県告示第1038号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった医療機関を救急病院と認定した。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名 称 医療法人社団みどり会 ささやま医療センター  
所 在 地 丹波篠山市黒岡5番地  
認 定 年 月 日 令和8年7月1日  
認定の有効期限 令和11年6月30日

~~~~~

兵庫県告示第1039号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和 8 年10月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称 公立学校共済組合 近畿中央病院
所 在 地 伊丹市車塚 3－1
撤 回 年 月 日 令和 8 年 3 月27日



兵庫県告示第1040号

救急病院の名称が変更されたため、告示する。

令和 8 年10月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

新 名 称 野間総合診療クリニック
旧 名 称 第 2 西原クリニック
所 在 地 伊丹市野間 8－5－10
変 更 年 月 日 令和 8 年 6 月 8 日



兵庫県告示第1041号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和 8 年10月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称 アイワ病院
所 在 地 尼崎市東園田町 4 丁目101番地 4
認 定 年 月 日 令和 8 年10月 1 日
認定の有効期限 令和11年 9 月30日



兵庫県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和 8 年10月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

神戸市平野町土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 庸 浩	神戸市西区平野町下村209番地
同	森 岡 强 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	吉 川 裕 史	同 市同区平野町芝崎303番地の 3
同	戸 田 英 行	同 市同区平野町大畑171番地
同	安 福 孝 明	同 市同区平野町繁田466番地の 3
同	大 西 利 宜	同 市同区平野町堅田420番地
同	鹿 島 佳 秀	同 市同区平野町堅田300番地
同	和 田 恵 孝	同 市同区平野町芝崎205番地
同	伊 藤 誠	明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 3 番地の 3 2－401号
監 事	戸 田 陽 生	神戸市西区平野町大畑181番地
同	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地

同 就任役員	吉川 忠明	神戸市西区平野町中津900番地の1
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 康	神戸市西区平野町大畑83番地
同	森 岡 強 司	同 市同区平野町繁田482番地
同	富 岡 俊 志	同 市同区平野町中津97番地
同	森 博 之	同 市同区平野町下村176番地
同	坪 井 和 朗	同 市同区平野町繁田112番地
同	大 西 利 宜	同 市同区平野町堅田420番地
同	笹 川 敬 嗣	同 市同区平野町堅田821番地
同	伊 藤 誠	明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の3 2-401号
同	井 上 貴 史	神戸市西区平野町下村210番地
監 事	戸 田 勝 也	同 市同区平野町大畑192番地の2
同	小 西 宏 和	同 市同区平野町下村179番地
同	吉 川 忠 明	同 市同区平野町中津900番地の1

~~~~~

#### 兵庫県告示第1043号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 伊丹市森本井土地改良区

|       |         |                 |
|-------|---------|-----------------|
| 退任役員  |         |                 |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 松 浦 三 義 | 伊丹市森本4丁目91番地    |
| 同     | 大 崎 正   | 同 市森本5丁目17番地    |
| 同     | 永 長 和 彦 | 同 市森本4丁目109番地   |
| 同     | 阪 部 富   | 同 市森本4丁目223番地   |
| 同     | 前 川 嘉 巳 | 同 市森本4丁目118番地   |
| 同     | 前 川 雅 一 | 同 市森本4丁目216番地の2 |
| 同     | 池 永 護   | 同 市森本4丁目160番地   |
| 同     | 阪 部 忠 司 | 同 市森本5丁目22番地2   |
| 監 事   | 田 中 晃   | 同 市森本2丁目123番地   |
| 同     | 出 口 浩 数 | 同 市森本3丁目77番地    |
| 就任役員  |         |                 |
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
| 理 事   | 阪 部 育 夫 | 伊丹市森本2丁目236番地   |
| 同     | 阪 部 英 夫 | 同 市森本2丁目241番地   |
| 同     | 永 長 正 樹 | 同 市森本4丁目106番地   |
| 同     | 定 本 義 博 | 同 市森本4丁目103番地   |
| 同     | 伊 丹 信 秀 | 同 市森本5丁目77番地の2  |
| 同     | 阪 部 豊 和 | 同 市森本2丁目212番地   |
| 同     | 松 浦 重 博 | 同 市森本2丁目164番地の1 |
| 同     | 藤 本 敏 幸 | 同 市森本3丁目73番地    |
| 監 事   | 大 崎 正   | 同 市森本5丁目17番地    |
| 同     | 出 口 浩 数 | 同 市森本3丁目77番地    |

~~~~~

兵庫県告示第1044号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

中郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩佐 當久	豊岡市中郷1595番地
同	丸岡 正夫	同 市中郷1706番地
同	新田 義孝	同 市中郷1491番地
同	河本 智司	同 市中郷7番地の1
同	西垣 芳昭	同 市中郷1668番地
同	坂本 富美枝	同 市中郷1305番地
同	森 敏宏	同 市中郷1697番地
同	武中 均	同 市中郷1613番地の1
監事	上坂 孝一	同 市中郷1681番地
同	井戸 畑夫	同 市中郷1598番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	河本 智司	豊岡市中郷7番地の1
同	岩佐 浩司	同 市中郷1595番地
同	新田 義孝	同 市中郷1491番地
同	丸岡 正夫	同 市中郷1706番地
同	西垣 芳昭	同 市中郷1668番地
同	坂本 富美枝	同 市中郷1305番地
同	森 敏宏	同 市中郷1697番地
同	西村 文男	同 市中郷1550番地
監事	中川 一弘	同 市中郷1705番地
同	井戸 畑夫	同 市中郷1598番地

~~~~~

## 兵庫県告示第1045号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日    |
|-----------|----------|
| たちばな土地改良区 | 令和8年9月4日 |

~~~~~

兵庫県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
引野土地改良区	令和8年9月4日

~~~~~

**兵庫県告示第1047号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 8 年 10 月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日          |
|----------|----------------|
| 船城土地改良区  | 令和 8 年 9 月 8 日 |

~~~~~

兵庫県告示第1048号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
所長 原 田 敬 三
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友電気工業株式会社伊丹製作所
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	
能	力	風量360m ³ ／分		製品1000枚／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日		着手後10日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		な し		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	2 ～ 7	1.8 ～ 7	1 ～ 14	1 ～ 14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg／L)	42以下	42	600以下	600
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg／L)	30以下	30	600以下	600
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg／L)	10以下	10	500以下	500
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg／L)	2.9以下	2.9	1 以下	1
	窒 素 含 有 量 (単位 mg／L)	64以下	64	13,950以下	13,950
	リン 含 有 量 (単位 mg／L)	—	—	7,700以下	7,700
	亜 鉛 含 有 量 (単 位 m g ／ L)	40以下	40	—	—
	ク ロ ム 含 有 量 (単 位 m g ／ L)	1.5以下	1.5	—	—
	砒素及びその化合物 (単位 mg／L)	—	—	14以下	14
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg／L)	3.2以下	3.2	18,000以下	18,000
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg／L)	64以下	64	34,300以下	34,300
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ ／日)		12	15	0.17	0.17

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)		66号 電気めつき施設	
同 左		製品70t／月	
同 左		同 左	
同 左		着手後30日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
0～14	0～14	2～7	1.8～7
600以下	600	42以下	42
600以下	600	79以下	79
1,410以下	1,410	12以下	12
3以下	3	2.9以下	2.9
39,400以下	39,400	64以下	64
21,800以下	21,800	—	—
—	—	91以下	91
—	—	1.5以下	1.5
40以下	40	—	—
50,900以下	50,900	3.2以下	3.2
97,000以下	97,000	64以下	64
0.09	0.5	120	125

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年10月2日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市市民自治部グリーン戦略推進室環境保全課

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	地 目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	建物の有無
1	洲本市五色町都志万歳字白畑47-2	宅地	773.11	非公表	無
2	洲本市五色町都志万歳字白畑84-2、 86-3	宅地	2163.40	非公表	無
3	朝来市山東町末歳字下田590-3、仲 田601-3	宅地	241.59	非公表	無
4	朝来市山東町末歳字仲田629-1	宅地	667.60	非公表	無

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公館3階）

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所

前記 3 に同じ。

- (2) 配布期間及び申込期間

令和8年10月2日（金）から同年11月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日）を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県公社館 2階 総務第2会議室

- (2) 日時

令和8年11月6日（金）午前10時30分

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

- (2) 入札保証金は応募後に送付する納付書に保証金額を記入の上、金融機関等において納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと

- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当

電話 (078) 230-8461

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年10月2日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

乳がん集団検診車 1台

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- ### 3 落札者を決定した日

令和8年8月28日

- #### 4 落札者の名称及び住所

コニカミノルタジャパン株式会社 ヘルスケアカンパニー 神戸営業所

兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル3階

- ## 5 落札金額

(別紙)

裁決手続の開始を決定する土地										土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人		
所 在	地 番	地 目		公簿 地積	実測 地積	収 用 に 係る面積	使 用 に 係る面積	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類	
		公簿	現況												
伊丹市昆陽南三丁目	663番	宅地	宅地	㎡ 162.54	㎡ 223.48	㎡ 11.72	㎡ —	持分2分の1 岡田 初美	伊丹市昆陽南三丁目14番32号	なし	—			—	
						持分2分の1 岡田 茜子	伊丹市昆陽南三丁目14番32号								

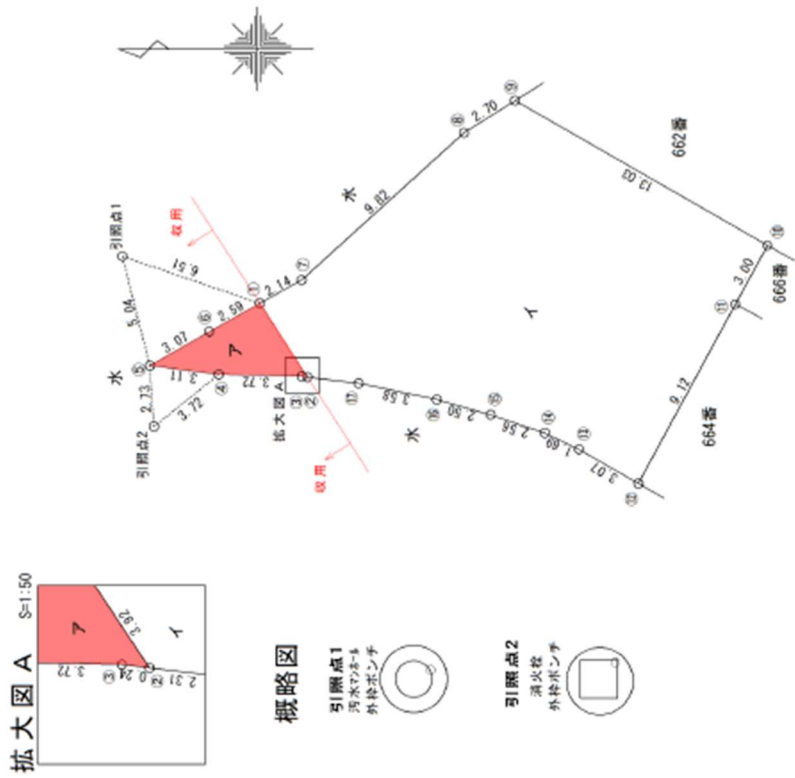
(注) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 S=1/250

土地の所在 伊丹市昆陽南三丁目
地番 663番

(世界地図系)							備考
地番	区分	符号	採積表				備考
			N0	Xn	Yn	$(X_{n-1} - X_n - 1)Y_n$	
663番	収用地	ア	⑤	-135499.611	97386.781	-41389.381925	3.11
			④	-135502.698	97386.388	-663688.234220	3.72
			③	-135506.426	97386.302	-387013.164148	0.24
			②	-135506.672	97386.272	183767.895264	3.92
			①	-135504.539	97389.571	428416.722829	2.59
			⑥	-135502.273	97388.313	479929.606464	3.07
			総面積		23.444264		
			地積		11.7221320		
663番	残地	イ	N0	Xn	Yn	$(X_{n-1} - X_n - 1)Y_n$	距離
			⑩	-135521.510	97381.508	-68246.989572	9.12
			⑪	-135525.857	97389.530	-563301.041520	3.00
			⑫	-135527.294	97392.164	961455.443008	13.03
			⑬	-135515.985	97398.637	1324426.659276	2.70
			⑭	-135513.696	97397.202	932188.620342	9.82
			⑮	-135506.414	97390.611	891805.824927	2.14
			⑯	-135504.539	97389.571	-25126.509318	3.92
			⑰	-135506.672	97386.272	-431615.957504	2.31
			⑱	-135508.971	97385.993	-565325.689365	3.58
			⑲	-135512.477	97385.266	-576520.774720	2.50
			⑳	-135514.891	97384.584	-471828.309480	2.56
			663番	残地	イ	㉑	-135517.322
㉒	-135518.848	97383.041				-407840.175708	3.07
総面積		423.533083					
663番	残地	イ	総面積		211.7665415		
			地積		223.48		
総計					223.48		

位置参照(引照点) 点		
引照点1	X座標	-135498.376
引照点1	Y座標	97391.673
引照点2	X座標	-135499.797
引照点2	Y座標	97384.051



兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和8年10月2日

兵庫県収用委員会

会長 中 川 丈 久

- 1 起業者の名称
伊丹市
- 2 事業の種類
阪神間都市計画道路事業3.4.82号山田伊丹線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
令和8年9月14日

(別紙)									
裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地目		実測地積	収用に係る面積	使用に係る面積	氏名	住所	権利の種類
		公簿	現況						
伊丹市昆陽南三丁目	631番	宅地	宅地	㎡ 62.97	㎡ 63.22	㎡ 51.66	不明	なし	-
							ただし、土地登記簿上の名義人 (七) 森永 虎光 伊丹市昆陽南三丁目14番3号 上記法定相続人は以下のとおり		
							森永 孝雄 兵庫県伊丹市昆陽南三丁目14番3号		
							和田 亜津沙 兵庫県伊丹市南野三丁目5番6号		
							中島 沙織 大阪府大阪市西区南堀江四丁目25番22-801号		

(注) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

(注) 本件土地の登記名義人「森永虎光」の相続に関して、法定相続人における遺産分割協議が調っておらず、かつ、法定持分の合意も確認できないことから「不明」とした。

実測平面図 S=1/250

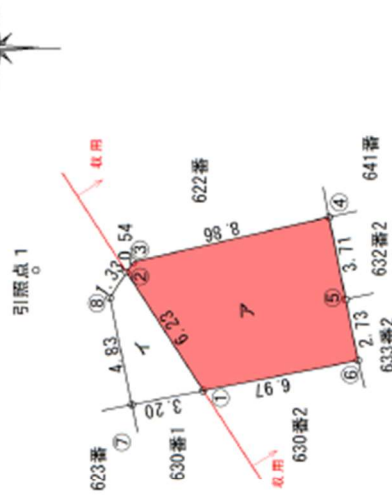
土地の所在 伊丹市昆陽南三丁目
地番 631番

地番	区分	符号	求積表				備考
			NO	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	
631番	収用地	ア	①	-135476.942	97402.778	-995846.002272	6.97
			⑥	-135483.782	97404.122	-613061.543868	2.73
			⑤	-135483.236	97406.805	124972.930815	3.71
			④	-135482.499	97410.445	913417.742765	8.86
			③	-135473.859	97408.467	870929.103447	0.54
			①	-135473.558	97408.010	-300308.894830	6.23
					倍面積	103.336057	
					面積	51.6680285	
					地積	51.66	
631番	残地	イ	⑦	-135473.796	97402.159	-401394.297239	3.20
			①	-135476.942	97402.778	23181.861164	6.23
			②	-135473.558	97408.010	401418.409210	1.33
			⑧	-135472.821	97406.893	-23182.840534	4.83
					倍面積	23.132601	
					面積	11.5663005	
					地積	11.56	
					総計	63.22 m ²	

(世界測地系)

求積表

備考



○引照点2

概略図



点名	名称	X	Y
引照点1	汚水マンホール外枠ポンチ穴	-135469.559	97408.097
引照点2	汚水マンホール外枠ポンチ穴	-135488.506	97413.025

筆界点	引照点	距離	筆界点	引照点	距離
	引照点1	19.57		引照点1	19.57
	引照点2	7.29		引照点2	14.76
⑦	引照点1	18.28	⑥	引照点1	10.07
	引照点2	9.09		引照点2	13.73
①	引照点1	15.45	⑤	引照点1	8.15
	引照点2	4.00		引照点2	13.15
②	引照点1	15.76	④	引照点1	6.53
	引照点2	3.47		引照点2	4.31
⑧	引照点1	16.84	③	引照点1	15.34
	引照点2			引照点2	